



消費税

事業者の方へ

インボイス制度とは

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として 売手から交付を受けたインボイス(適格請求書)を保存する必要があります。
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に インボイス発行事業者の登録を受ける 必要があり、登録を受けると、**課税事業者**として 消費税の申告が必要 となります。

- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは **事業者の方の任意** です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則令和5年3月31日までに登録申請が必要です。

インボイス制度説明会を開催します！

- 日時**：現在免税事業者の方対象 10月12日(水) 10時～11時30分
現在課税事業者の方対象 10月12日(水) 13時30分～15時
- 場所**：久米島町役場本庁舎2階
- 受講料**：無料(事前に下記お問い合わせ先までご連絡ください。)
- 申込お問い合わせ先：(一社)北那覇青色申告会 TEL098-886-4010

※定員に達し次第締め切ることがあります。 ※青色申告会員以外の事業者でも参加可能です。